

議案第 5 3 号

市川市手数料条例の一部改正について

市川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 2 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市手数料条例の一部を改正する条例

市川市手数料条例（平成 1 1 年条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表戸籍法関係手数料の表を次のように改める。

戸籍法関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の額
戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付	1 通につき 4 5 0 円
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付	1 通につき 7 5 0 円
戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件につき 3 5 0 円
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件につき 4 5 0 円
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第 1 項の規定により同項	戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 4 0 0 円

<p>に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	
<p>除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円</p>
<p>届出若しくは申請の受理の証明書、届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書又は届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円）</p>
<p>届書その他市町村長の受理した書類又は届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円</p>

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

理 由

戸籍法の改正により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行等の事務を行うこととなることから当該事務に係る手数料の額を定めるとともに、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。